2　前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が租税条約等の相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地国が報告対象国である組合契約によつて成立する組合の特定組合員を含む。）が締結しているもの

二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

三　前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定めるもの

3　第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（記録の作成及び保存）

第十条の七　報告金融機関等は、第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合又は同条第二項若しくは第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2　報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

（報告金融機関等の報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権）

第十条の八　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第十条の六第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十条の九　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十一条の二第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十三条第四項第一号中「第九条第一項」の下に「若しくは第十条の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第九条第一項」の下に「又は第十条の八第一項」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　第十条の五第一項に規定する届出書を同項に規定する特定取引の際に報告金融機関等（同条第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第七項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第一項若しくは第三項に規定する届出書若しくは同条第四項に規定する異動届出書に偽りの記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第八項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者（これらの者のうち同条第七項第八号イに掲げる者（これらの者が同項第六号に規定する特定組合員である場合にあつては、その締結している同項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第八号に規定する居住地国が同号イに定める外国である場合における当該特定組合員）に限る。）

四　第十条の六第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の九」に、「第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）」を「第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）　第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）」に、「第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人である認定研究開発事業法人の課税の特例（第六十一条）」を「第十四節の三　連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十八条の六十三の二）」を「第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）」に改める。

第二条第二項第十号の四中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同項第十号の五中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同項第十号の六中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第七項」に、「掲げるもの」を「定めるもの」に改める。

第八条の二第一項第二号中「第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号」を「第八条の四第一項第五号、第八条の五第一項第六号、第九条の三第五号、第九条の三の二第一項第五号」に改める。

第八条の四第一項第一号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約（次条第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第三号の二において「信託契約」という。）の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）の収益の分配

第八条の四第四項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第八条の五第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が前条第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

第九条の三第三項中「剰余金の分配」を「金銭の分配」に改める。

第九条の三第一号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配

第九条の三の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の収益の分配